

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市青少年問題協議会
設置根拠	福山市青少年問題協議会設置条例
設置目的	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項の調査審議及びその適正な実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
設置年月日	1958年(昭和33年)5月1日
委員数	30人以内
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	若者・くらしの悩み相談課 TEL(084)928-1046
備考	